

県南広域振興局長告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を廃止する。

平成23年10月25日

県南広域振興局長 田 村 均 次

- 1 路線名 397号
- 2 廃止の区間 奥州市胆沢区若柳字横岳前山9番地先から字谷子沢1番169地先まで
- 3 廃止の期日 平成23年10月25日
- 4 廃止の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成23年10月25日から同年11月25日まで